

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和35年11月4日に取得し、36年1月10日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

また、B社の事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和36年2月27日に取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年3月8日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年11月及び同年12月は1万円、36年2月は1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立内容の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月頃から28年12月頃まで  
② 昭和29年8月頃から32年11月頃まで  
③ 昭和32年12月頃から34年12月頃まで  
④ 昭和35年3月25日から47年12月11日まで

私は、事業所の名称や勤務期間はよく覚えていないが、申立期間①から④までの期間について、それぞれ事業所に勤務した覚えがあるので、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人と姓の読みが1字異なるものの、生年月日が一致している、C県D市に所在したA社に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和35年11月4日から36年1月10日まで）が確認できる（以下「未統合記録①」という。）。

この未統合記録①は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている氏名の漢字が申立人のものと一致している上、

申立人は、「事業所の名称や勤務した期間はよく覚えていないが、D市内の鉄鋼関係の事業所数か所で勤務した。」と述べているところ、A社は、申立期間③に係る事業所であるB社と取引関係がある事業所であり、両社は同じ敷地内にあったと複数の元同僚が証言している。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓の読み方が異なるものの、姓の漢字と名の読み方、及び生年月日が一致している、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（被保険者資格の取得日は昭和36年2月27日。ただし、喪失日は無い。）が確認できる（以下「未統合記録②」という。）。

この未統合記録②は、対象となる時期が異なるものの、申立期間③に係る事業所と同一の事業所に係る記録である上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている氏名についても、姓の漢字及び生年月日は申立人と一致しており、B社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同姓同名の者は確認できない。

さらに、オンライン記録では、既に申立人の基礎年金番号に統合された厚生年金保険被保険者期間に係る記録、未統合記録①及び②のほかに、申立人と生年月日が同一で、かつ、同姓同名の者の記録は無い。

これらを総合的に判断すると、未統合記録①は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和35年11月4日に取得し、36年1月10日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、未統合記録②についても申立人の記録であり、B社の事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を同年2月27日に取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、未統合記録②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても確認できないものの、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に記載されている被保険者の資格記録、健康保険厚生年金保険被保険者原票、及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の日付等から、昭和36年3月8日とすることが妥当である。

なお、標準報酬月額については、未統合記録①は厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ1万円、未統合記録②は資格取得時（昭和36年2月27日）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②、③及び④については、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人は、各申立期間の始期及び終期に係る記憶が曖昧であるため、それらの特定ができない。

また、申立期間①について、申立人は、「E県のF社で働き、G社の下請のH事業所に所属していた。」と述べているところ、G社I出張所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できない上、同社は、従業員名簿に申立人の氏名は無く、当時の下請会社等については関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である旨回答しているほか、申立人がF社で一緒に働いていた者として氏名を挙げた元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける証言を得られない。

申立期間②について、申立人は、「兄の紹介で、E県J市のK社の支店で働いた。」と述べているところ、K社J支店の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できない上、同社の被保険者名簿に記載されている被保険者の中に申立人のことを覚えているとする者が確認でき、当該元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける証言を得られない。

申立期間③について、申立人は、「D市のB社で働いた。」と述べているところ、オンライン記録では、申立人には当該期間の25か月中16か月はE県L町（現在は、M市）に所在したN社に係る被保険者期間が確認できる上、申立期間③とは別の時期にある、前述のB社の未統合記録②が、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると考えられるものの、同社の厚生年金保険被保険者名簿では、当該未統合記録以外の期間に申立人の氏名は確認できず、申立人が申立期間③当時、同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「所在地はよく覚えていないが、夫婦共に、『O社』と読むP社又はQ社で働いていた。私はR県S市でビル建設に従事していた。」と述べているところ、オンライン記録では、同県内に「O社」という名称で、漢字表記の異なる厚生年金保険適用事業所が2社確認できるものの、両事業所とも、厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できず、その業務内容から、申立期間④に係る事業所には該当しないと考えられるほか、申立期間④の途中にある未統合記録①及び②が、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると考えられることから、申立期間④当時、申立人が主張する当該事業所に勤務していたとは考え難い上、婚姻後の戸籍の附票でも、申立人は、同県及びその周辺の県に居住した記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③並びに申立期間④のうち、昭和35年3月25日から同年11月4日までの期間、36年1月10日から同年2月27日までの期間及び同年3月8日から47年12月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月1日まで

私は、年金事務所から、A社B工場における厚生年金保険の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社B工場から同社D工場に異動となった時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ日に、A社B工場から同社D工場に異動した複数の元同僚の証言などから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和36年12月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無いことから不明としているが、申立人と一緒にA社B工場から同社D工場に異動した複数の元同僚においても、申立人と同様に、昭和36年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し

ていることが確認できることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島厚生年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C工場）における資格取得日に係る記録を昭和43年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

私は、年金事務所から、A社B工場における厚生年金保険の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社D工場から同社B工場に異動となった時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ日に、A社D工場から同社B工場に異動した複数の元同僚の証言などから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和43年6月29日に同社D工場から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、E健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、健康保険の被保険者資格の取得日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同じであるこ

とが確認できるところ、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 803

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、A 県 B 町（現在は、C 市）に転居した昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで、毎月集金に来ていた班長に、税金、水道代等とともに国民年金保険料を納付し領収書を受け取ったことを覚えており、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、一つ目が夫婦連番で昭和 55 年 7 月 24 日に D 県 E 市に払い出され、二つ目が、61 年 4 月 17 日に A 県 B 町に払い出されたものであることが、それぞれの国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、B 町の国民年金被保険者名簿には、申立人が 61 年 4 月に第三号被保険者となった後の二つ目の記号番号に係る記録が確認できるのみで、一つ目の記号番号に係る記録は確認できず、申立人が、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記録は確認できない。

また、仮に、申立てのとおり、申立人が B 町に転入した昭和 55 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行ったとすれば、その時点では二つ目の記号番号は払い出されていないことから、一つ目の記号番号により加入手続が行われたものと考えられるが、この場合、後に申立人が第三号被保険者となった 61 年 4 月には、一つ目の記号番号により種別変更手続が行われるのが自然であり、二つ目の記号番号を払い出す必要は無かったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことを踏まえると、申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が二つ目の記号番号により遡って国民年金の加入手続を行おうとしても、当該払出しの時点では、昭和 55 年 9 月は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間については、任意加入対象者であったことから、遡って加入することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、「毎月班長に国民年金保険料を納付した。班長は 1 年ごとの交代制であった。」と述べているところ、申立期間は 5 年 7 か月と長期間であり、これだけの期間にわたって連続して事務処理上の誤りがあったとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 804

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A市の集金人が自宅に集金に来た際に、間違いなく夫と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、夫だけが納付済みの記録となっており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、国民健康保険料等は納付組合に納付していたが、国民年金保険料については、同組合とは別に、A市の集金人に夫と自分の二人分を納付していた。金融機関や市役所で納付したことは無い。」と述べているところ、その夫は、A市の国民年金被保険者名簿により、昭和 49 年 8 月 11 日に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人については、51 年 9 月 8 日に国民年金の被保険者資格を喪失して 53 年 2 月 1 日に再取得（平成 10 年 2 月 17 日に再取得日を昭和 53 年 4 月 1 日に訂正。）し、再取得の「処理年月日」欄には「55.5.26」と記載されていることが確認でき、再取得手続を行った 55 年 5 月 26 日の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、申立人は、同市の集金人には国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにも納付の記録が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 5 年 9 月 1 日まで  
③ 平成 5 年 9 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで

申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、私が受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

私は、申立期間①については、A社及びB社（現在は、C社）の両事業所から、申立期間②及び③については、B社及びD社（現在は、E社）の両事業所から、それぞれ給与を受け取っていた。

私の標準報酬月額は、申立期間①が 30 万円、申立期間②が 30 万円、申立期間③が 47 万円であったので、それぞれ訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、それぞれ二つの事業所に勤務し、両方の事業所から給与を受け取っていたが、標準報酬月額の記録が、当時の報酬月額に比べ低くなっていると申し立てている。

しかし、二以上の事業所から報酬を受けている者については、社会保険事務所（当時）に対して「健康保険厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出することが必要であるところ、E社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「二以上の事業所勤務者にかかわる保険料の決定について（通知）」等の資料によると、申立人について、申立期間③直後の平成 12 年 7 月 1 日に、二以上事業所勤務者として標準報酬月額が改定されたことが確認できるものの、同社は、同社における申立人に係る資料は全て提供していると述べており、同年 6 月

以前に申立人が二以上の事業所から給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、全ての申立期間について、被保険者原票及びオンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低い金額に訂正されたりした形跡は確認できない上、申立期間③における前述のE社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の資料でも、当該期間に係る標準報酬月額が、オンライン記録と一致しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、全ての申立期間について、申立人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料を保管していない上、A社及びC社では、当時の給与支給額及び標準報酬月額に係る資料を保管していないことなどから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除状況等は不明であると述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。